

「入管法改正案」骨子及び「政府基本方針」骨子案に対する意見

～深刻な人手不足に苦慮する中小企業に有効な制度とするために～

2018年10月25日

日本商工会議所
東京商工会議所

日本・東京商工会議所（以下、当所）は、外国人材の受入れに関する意見書を昨年11月、本年4月の2回にわたり策定し、地方の中小企業を中心とした深刻な人手不足を背景に、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を積極的に受入れていく必要性を主張してきた。

その後、「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」に新たな在留資格の創設が明記され、更に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会」が設置され、政府において外国人材の新たな受入れ制度の創設に向けた検討が真摯に行われていることを当所は高く評価している。

去る10月12日に開催された第2回「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」では、新たな在留資格である「特定技能1号」、「特定技能2号」の創設を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）改正案・骨子が示された他、新たな受入れ制度に関する分野横断的な方針である「政府基本方針」の骨子案も示された。

外国人材の新たな受入れ制度は、今後、上記閣僚会議や検討会での議論に加え、入管法改正案が国会で審議されるが、新たな受入れ制度は深刻な人手不足への対応を主な目的として創設されることから、人手不足に苦慮する中小企業が円滑に外国人材を受入れられるようにするなど、有効な制度とすることが不可欠である。更に、外国人材がわが国での就労を通じて専門性・技能を遺憾なく発揮し、地域社会での共生を実現し得るなど、実効性・安定性を確保することで、わが国経済・社会基盤の持続可能性の維持に寄与する制度にしなければならない。

したがって、「入管法改正案」骨子及び「政府基本方針」骨子案について、後の条文化及び方針の成文化を見据え、受入れ機関（受入れ企業）の視座に基づき、下記により特に重要な事項について改めて意見を申し上げる。

記

1. 「入管法改正案」骨子及び「政府基本方針」骨子案について

（1）外国人材を受入れる中小企業に対する支援について

深刻な人手不足に苦慮する中小企業では外国人材に対する期待と関心がこれまでになく高まっているが、そうした中小企業の多くは外国人材を雇用した経験が乏しいと考えられる。

したがって、中小企業が外国人材を新たに雇用する際の手続きや受入れ態勢の構築、更には支援計画の策定について、新たな制度に特化した相談窓口の設置や専門家の派遣等、中小企業に対する相談機能を創設するとともに、説明会等を通じて幅広く周知していくことが求められる。加えて、外国人材を雇用した経験が乏しい中小企業に外国人材とのマッチング機会を提供することや、新たな在留資格に基づく外国人材は許可された範囲内での転職が認められていることから、外国人材の円滑な転職を可能とするために、ハローワークや外国人雇用サービスセンターの機能拡充、国内外における合同会社説明会等の実施を通じて、外国人材の雇用を希望する中小企業と外国人材とのマッチングを強化していく必要がある。

要望事項

- ▶ 中小企業が外国人材を雇用する際の手続きや受入れ態勢の構築、支援計画の策定に関する相談窓口の設置、専門家の派遣等、中小企業に対する相談機能を創設するとともに、説明会等を通じて幅広く周知すること。
- ▶ ハローワークや外国人雇用サービスセンターの機能拡充、国内外における合同会社説明会等の実施を通じて、外国人材の雇用を希望する中小企業と外国人材とのマッチングを強化すること。

(2) 受入れ機関（受入れ企業）、登録支援機関について

① 支援の委託について

受入れ機関（受入れ企業）または登録支援機関が一定の役割や機能を担うことは当然であるが、中小企業が「特定技能1号」外国人に対する支援内容として示されている8項目の全てを担うことは現実的に困難であり、初めて外国人材を受入れる中小企業では尚更である。

また、「入管法改正案」骨子では、受入れ機関（受入れ企業）が行う支援は、登録支援機関に委託することが認められており、新たな受入れ制度における登録支援機関の役割は非常に重要であるが、登録支援機関においても8項目の全てを担うことが困難な場合も想定される。

したがって、登録支援機関が出入国在留管理庁長官の登録を受ける際には、8項目の全てを自ら担うことを要件とせず、一部の支援を能力・体制が確保されている他の機関と連携して実施する場合であっても登録支援機関として認めることが望ましい。

なお、8項目にわたる支援のうち「非自発的離職時の転職支援」については、例えば受入れ機関（受入れ企業）の倒産や外国人材の責めに帰す事由による解雇等が含まれると想定されることから、「非自発的離職時の転職支援」は個々の事由を考慮した上で、転職支援に係る責任の程度が判断されるべきである。

要望事項

- ▶ 「入管法改正案」骨子では、受入れ機関（受入れ企業）が行う支援は、登録支援機関に委託することが認められているが、登録支援機関においても8項目の全てを担うことが困難な場合も想定される。したがって、登録支援機関が出入国在留管理庁長官の登録を受ける際には、8項目の全てを自ら担うことを要件とせず、一部の支援を能力・体制が確保されている他の機関と連携して実施する場合であっても登録支援機関として認めること。
- ▶ 「非自発的離職時の転職支援」は個々の事由を考慮した上で、転職支援に係る責任の程度が判断されること。

② 支援計画の適正な実施が確保されるための「所要の基準」について

「入管法改正案」骨子には、受入れ機関（受入れ企業）の支援体制に関する基準として、支援計画に基づき、適正な支援を行える能力・体制があること等が定められ、①雇用契約の適正な履行や、②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める、と規定されている。新たな受入れ制度は2019年4月の創設が想定されており、外国人材の受入れを考える企業は速やかに支援計画の作成や支援に係る諸準備に取り組んでいく必要があることから、政府は、受入れる個々の外国人材ごとに支援計画を作成する必要があるのか、また、支援計画の「所要の基準」の具体的な内容など、支援計画に関する詳細な事項を法案成立後に速やかに提示し、幅広く周知していくべきである。

要望事項

- ▶ 政府は、支援計画の「所要の基準」の具体的な内容など、支援計画に関する詳細な事項を法案成立後に速やかに提示し、幅広く周知すること。

2. その他講ずべき措置について

(1) 外国人材の技能水準について

新たな受入れ制度では、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に限って受入れを進める観点から、求める技能水準を業所管省庁が定める試験等によって確認することとしている。その際、当該試験は、わが国と送出国の双方で実施できるよう体制を整備することが望ましい。

また、送出国で試験を実施する際には、試験の実施主体や、わが国での就労を希望する外国人材が試験情報等を容易に入手できる仕組みの構築、合格基準（難易度等）の明確化など、わが国政府は試験に係る所要の事項を速やかに決定することが求められる。

なお、かねてから当所が要望している通り、新たな制度で受入れる外国人材に求める技術水準（一定の専門性・技能の裏付け）に、わが国の国家資格取得者を含めるべきである。

要望事項

- ▶ 業所管省庁が定める試験は、わが国と送出国の双方で実施できるよう体制を整備すること。
- ▶ 送出国で試験を実施する際には、試験の実施主体や、わが国での就労を希望する外国人材が試験情報等を容易に入手できる仕組みの構築、合格基準（難易度等）の明確化など、わが国政府は試験に係る所要の事項を速やかに決定すること。
- ▶ 新たな制度で受入れる外国人材に求める技術水準（一定の専門性・技能の裏付け）に、わが国の国家資格取得者を含めること。

(2) 在留管理基盤の強化について

現在、外国人材を雇用した企業は「外国人雇用状況の届出（以下、雇用状況届出）」を厚生労働省に提出することが義務付けられている。しかし、法務省への「中長期在留者の受入れに関する届出（以下、受入に関する届出）」は、義務ではなく努力義務となっているために両制度が徹底されておらず、更に外国人材の所属等の情報が法務省と厚生労働省で一元化されていない問題もある。

こうした状況を踏まえ、外国人材の所属等の情報の一元化に向け、政府は法務省に対する「受入に関する届出」の提出を義務化する、更には外国人材に関する情報を法務省、厚生労働省はもとより、外国人材が居住する地域の地方自治体とも共有するなど、制度の厳格化、情報共有の推進を図るべきである。

要望事項

- ▶ 外国人材の所属等の情報の一元化に向け、政府は法務省に対する「受入れに関する届出」の提出を義務化する、更には外国人材に関する情報を法務省、厚生労働省はもとより、外国人材が居住する地域の地方自治体とも共有するなど、制度の厳格化、情報共有の推進を図ること。

(3) 不法滞在者等への対策強化について

技能実習制度では、実習生が失踪した場合に監理団体、実習実施機関（企業）にその責務が課せられる。しかし、多くの場合は外国人材の個人情報保護等の理由から、その後の状況は把握できないといった声が監理団体から当所へ寄せられている。

したがって、新たな受入れ制度の構築にあたっては、雇用した外国人材が失踪や事件、事故等に巻き込まれた場合、出入国在留管理庁や警察等の関係機関はその後の状況に関する情報を受入れ機関（受入れ企業）へ提供するなど、受入れ機関（受入れ企業）と関係機関との連携をより緊密にしていくことが求められる。

要望事項

- 雇用した外国人材が失踪や事件、事故等に巻き込まれた場合、出入国在留管理庁や警察等の関係機関はその後の状況に関する情報を受入れ機関（受入れ企業）へ提供するなど、受入れ機関（受入れ企業）と関係機関との連携をより緊密にしていくこと。

以 上